（様式第１号）（第９条関係）

事業基本計画書

2026年11月6日

長野県知事　様

住　所　長野県上田市常田三丁目2番53号
氏　名　特定非営利活動法人上田市民エネルギー　理事長　藤川　まゆみ

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第９条第１項（第21条第３項、第27条及び附則第６項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

太陽光発電施設の設置の場所		長野県東御市和5556番2、5556番3、5556番4
事業区域の位置及び面積		別添「位置図及び事業区域図」参照 2,508.0㎡
太陽光発電力施設の合計出力		49.5kW （太陽電池の合計出力　79.7kW）
太陽光発電事業の内容及び実施予定期間	発電電力の用途	☑売電　□自家消費 設備ID（なし。FIT/FIP認定は受けず、小売電気事業者（[redacted]）との相対契約により売電。一部は下部農地の営農者に農業用電力として供給予定）
	設置工事着手予定日	令和9年3月1日（予定）
	設置工事完了予定日	令和9年3月31日（予定）
	運転開始予定日	令和9年3月31日（予定）
	施設撤去予定日	令和29年3月31日（予定。事業期間は20年間（最大30年間程度）を想定。設備の状態が良好な場合は、地権者・地域と協議のうえ延長することがある。農地法の一時転用許可（最長10年）の更新を前提とする）
太陽光発電施設の設置に関する計画		別添「太陽光発電施設設置計画書」参照。 営農型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング）として、農地上部に藤棚型（パネル80枚・47.6kW）、既存のり面にのり面型（54枚・32.13kW）を設置する。パネルは595W×134枚（79.73kW）、パワーコンディショナは4.95kW×10台（49.5kW）、中部電力パワーグリッドへ低圧連系。遮光率は28.8％とし、造成・伐採は行わず、設備の下では営農者（[redacted]氏）がブロッコリー・カリフラワーの営農を継続する。
太陽光発電施設の構造に関する事項		地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等を参照の上、設計会社による構造（強度）計算を行い、架台について風雪に耐えられる強固なものとする。 ・藤棚型（農地上部・80枚）：鋼製支柱をトラス構造で支持する藤棚式一軸型。支柱の最低地上高約2.3m、パネル上端高さ約3.6m、支柱間隔 東西約4.9m（両端は約5.1m）×南北（列間隔）約3.9m、傾斜20° ・のり面型（のり面・54枚）：のり面勾配に沿った架台。設置角度約42°、前面高さ1.20m、支柱ピッチ2.8m×12スパン ・基礎は杭基礎（根入れは構造計算により決定）とし、農地法の一時転用許可の条件に従い、容易に撤去できる簡易な構造とする。
景観の保全のための措置の検討に関する事項		別添「景観の保全のための措置の検討状況書」参照

環境の保全のための措置の検討に関する事項 ※（環境配慮区域に太陽光発電施設に設置する場合に限る。）	合計出力が49.5kW（50kW未満）のため、環境配慮区域における環境保全措置の検討の対象外。	
維持管理計画に関する事項	別添「維持管理計画」参照	
関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	範囲	田沢区長と相談の上、事業区域が所在する田沢区の住民
	根拠	東御市太陽光発電施設設置ガイドラインにより、地元区（田沢区）の住民を対象とする。
事業基本計画説明会の開催の日時及び場所	日時	令和8年　12月　2日（水）午後7時から午後8時まで
	場所	田沢公民館（東御市和）
意見の提出先	【郵送提出先】 〒386-0018 長野県上田市常田二丁目27番17号　hanalab.tokida 特定非営利活動法人上田市民エネルギー　あて 【電子メール】 info@eneshift.org （受付期間：最後の説明会の終了日の翌日から起算して30日を経過する日まで）	
土地の権原の取得予定	土地所有者（[redacted]氏）との間で地上権（存続期間20年間、最大30年間程度）を設定する予定。農地法第3条の規定による許可（地上権の設定）及び同法第5条第1項の規定による許可（支柱の設置に係る一時転用）を令和8年11月15日に東御市農業委員会へ申請し、許可後速やかに地上権を設定する。	
地域社会に資する事項	・発電した電力の一部を、下部農地の営農者に農業用電力として供給し、地域の農業経営を支える。 ・パネルが適度な日陰をつくり、夏の高温による作物の生育不良を和らげる（気候変動への適応策）。 ・地域でつくった再生可能エネルギーを地域で使う「地産地消」を進め、CO2を年約44t削減する。 ・市民共同発電所の運営実績（平成24年から79件・約1,016kW）を活かし、視察や環境学習を受け入れ、東御市の営農型太陽光発電のモデルとする。	
備考	連絡先 （電話番号）070-8339-1540 （電子メールアドレス）info@eneshift.org 担当：平澤拓海 理事長　藤川まゆみ	

注１　該当する□内にレ印を記入すること
２　「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、提出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。
３　「事業区域の位置及び面積」欄には、小数第１位まで記載すること。
４　「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第１位まで記載すること。
５　「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第９条第１項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
６　「備考」欄には、電話番号、ＦＡＸ、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

（参考様式）（第９条関係）

太陽光発電施設設置計画書

<table>
<tr><td>防災対策等設置施設</td><td colspan="3">□調整池　□沈砂池　□排水設備　□擁壁
□管理用道路　☑その他（造成を行わず現況地盤のまま設置。雨水は現況の農地と同様に両脇の既存用水路へ排水）</td></tr>
<tr><td>特定区域の該当
※該当するものは事業区域図に明示すること</td><td colspan="3">□地域森林計画対象民有林　□地すべり防止区域
□急傾斜地崩壊危険区域　□土砂災害特別警戒区域
□砂防指定地
☑該当なし</td></tr>
<tr><td>環境配慮区域の該当
※50 キロワット以上の事業に限る
※該当するものは事業区域図に明示すること</td><td colspan="3">（合計出力 49.5kW で 50kW 未満のため、記載対象外）</td></tr>
<tr><td>工程表</td><td colspan="3">別紙「工事工程表」のとおり（工事予定期間：令和９年３月１日～令和９年３月 31 日）
令和９年２月　準備工（資材の手配・搬入準備、標識の設置）
令和９年３月１日～10 日　杭打ち・支柱設置
令和９年３月 11 日～20 日　架台組立・モジュール設置
令和９年３月 21 日～30 日　電気工事・使用前自己確認検査
令和９年３月 31 日　系統連系・運転開始、営農再開
※農地法の許可（第３条・第５条）が下りる時期によって、日程は大幅に変更となる可能性がある。</td></tr>
<tr><td>工事車両の運行計画</td><td colspan="3">想定される台数（延べ）　約 10 台
運行時間　平日８時 30 分～17 時
経路　県道真田東部線から既存の農道を経由して進入</td></tr>
<tr><td rowspan="3">造成工事</td><td>盛土の有無</td><td>無</td><td>想定盛土量　0 ㎥</td></tr>
<tr><td>切土の有無</td><td>無</td><td>想定切土量　0 ㎥</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業区域外からの搬入量</td><td>0　㎥（造成を行わないため搬入なし）</td></tr>
</table>

	事業区域からの搬入量	0　㎥（造成を行わないため搬出なし）
排水処理設備の有無	無	
	排出経路	造成・舗装は行わず、パネル下も耕作地のままとするため、雨水は現況の農地と同様に、事業区域の両脇（北西側・南東側）にある既存の用水路へ排水する（用水路の位置は事業区域図のとおり）。新たな排水施設や排出経路は設けない。のり面下側の農地への雨だれ・排水の影響が生じないよう、施工に先立ち下側の農家の同意を得るとともに、運転開始後も状況を確認する。
送電設備	□鉄塔　☑電柱　□地下埋設	

（太陽光発電施設設置計画書　別紙）

工 事 工 程 表

事業名：東御市和 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）事業
設置場所：長野県東御市和 5556 番 2、5556 番 3、5556 番 4
工事予定期間：令和 9 年 3 月 1 日（着工）～令和 9 年 3 月 31 日（完了・運転開始）

工　種	内　容	始　期 （令和 9 年）	終　期 （令和 9 年）	2 月	3 月上旬 （1～10 日）	3 月中旬 （11～20 日）	3 月下旬 （21～31 日）
準備工	資材の手配・搬入準備、着工前写真の撮影、標識の設置	2 月 1 日	2 月 26 日	■			
杭打ち・支柱設置	杭基礎の打設、藤棚型・のり面型の支柱設置（造成・伐採は行わない）	3 月 1 日	3 月 10 日		■		
架台組立・モジュール設置	架台の組立、太陽電池モジュール 134 枚の設置	3 月 11 日	3 月 20 日			■	
電気工事	配線、パワーコンディショナ 10 台・接続箱の設置、引込工事	3 月 21 日	3 月 26 日				■
検査	使用前自己確認検査、竣工写真の撮影	3 月 27 日	3 月 30 日				■
系統連系・運転開始	系統連系、運転開始、下部農地での営農再開	3 月 31 日	3 月 31 日				■

・作業時間：平日 8 時 30 分～17 時（早朝・夜間・休日の作業は行わない）
・工事車両：延べ約 30 台。県道真田東部線から既存の農道を経由して進入
・農作業の時期と重ならないよう、営農者と調整のうえ実施する。
・日程は予定であり、施工業者決定後に確定する。
・農地法の許可（第 3 条・第 5 条）が下りる時期によって、日程は大幅に変更となる可能性がある。

（参考様式）（第７条関係）

景観の保全のための措置の検討状況書

項　目		検　討　事　項	配慮する内容
太陽電池モジュール	全体	(1)　稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないよう、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	本事業地は東御市和（田沢地区）の既存農地（田・標高約800m）であり、稜線や斜面上部、高台ではない。周辺は農地と集落が広がる区域である。 農地上部の藤棚型架台と既存のり面への設置であり、樹木の伐採や土地の掘削（造成・切土・盛土）は行わないため、地形の連続性は損なわれない。
		(2)　公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	浅間山・佐久平への眺望を阻害しないよう、施設高さを営農に必要な最小限（パネル上端で約3.6m）に抑える。 写真合成による完成予想図を作成して添付する。
	配置	(1)　敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	県道真田東部線や隣接する住宅の敷地との境界から、モジュールを一定距離後退させて配置する（後退距離は配置図のとおり）。
		(2)　施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	藤棚型（農地上部・延長約48.7m）とのり面型（延長約41.2m）の2群に分けて配置し、大規模な平滑面が連続しないようにする。 藤棚型はパネル列の間にすき間を設け（遮光率28.8%）、下の農地や作物が透けて見える構成とする。
	規模	(1)　周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	施設の高さは、農業機械が通行できる最小限の高さ（支柱の最低地上高約2.3m、パネル上端高さ約3.6m）にとどめる。 のり面型は前面高さ1.20m

			の低い架台とし、のり面に沿わせて設置する。
		(2)　主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	藤棚型はパネル傾斜を20°の低傾斜とし、垂直投影面積を抑える。 のり面型はのり面の勾配に沿って設置し、パネル上端を上段の畑とほぼ同じ高さに抑えることで、地形から突出しないようにする。
	形態・意匠	(1)　当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	農地上部は藤棚式の架台、のり面はのり面勾配に合わせた架台とし、それぞれの土地に応じた架台を選定する。 全モジュールを同一方位（南南西・230°）に揃え、藤棚型は20列×4行、のり面型は3段×18列の規則的な配列とする。
		(2)　太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	藤棚型の傾斜角20°は、周辺の住宅屋根の一般的な勾配と同程度とする。 のり面型はのり面の勾配に合わせ、周囲の地形と整合させる。
		(3)　太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	のり面型はのり面に沿わせて設置するため、裏面は周辺から見えにくい。 藤棚型は農地上部の棚状の構造であり、周辺のぶどう棚等の農業用の棚と同様の外観となるよう、架台・配線を整然と納める。使用するモジュールは両面発電型（裏面も透明ガラス）のため、下から見ても暗色のセル面が見える構成であり、白色のバックシートが露出することはない。また、裏面は下向き（傾斜20°）のため、裏面ガラスでの反射光は周辺の道路や住宅に向かいにくい。

項　目		検　討　事　項		配慮する内容
太陽電池モジュール	材料・色彩等	(1)　低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。		表面に反射防止コーティング（ARコート）を施したガラスを用いたモジュールを選定し、太陽光の反射を抑える。セルは単結晶（N型）であり、結晶模様が目立たないものとする。
		(2)　黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。		黒色を基本とし、低明度・低彩度の目立たないモジュールとする。
		フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	アルマイト処理（陽極酸化処理）を施したアルミ合金フレーム（シルバー）とし、鏡面仕上げのものは用いず、反射を抑える。
			(2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	フレームはシルバーとなるが、モジュール外周の幅の狭い部材であり、面の大部分を占めるセル面は黒色である。モジュールの向き・傾斜をそろえて規則的に配列し、架台を落ち着いた色調とすることで、フレームが目立たないよう配慮する。
附帯施設・附属施設		(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。		下部農地の営農（農業機械の出入り・作業動線）を確保するため、フェンスは設けない。
		(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。		既存の電柱からの引込みを基本とし、新設する引込柱は最小限とする。
		(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。		パワーコンディショナは架台の支柱に取り付け、目立たない位置・色（グレー系等）とする。 架台は周辺の農業用施設と調和する落ち着いた色調とする。
敷地の緑化		(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。		設備の下では引き続き営農（ブロッコリー・カリフラワー等）を行い、のり面は既存の草地を維持するため、新たな植栽は行わない。農地と作物の緑により、田園景観を保

		つ。
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	新たな植栽は行わない計画。今後植栽が必要となった場合は、外来種や低木性の樹種を避け、地域の植生に適した樹種とする。
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	施設規模は小さく（モジュール面積約346㎡）、反射防止コーティング付きのモジュールを用い、南南西向き・低傾斜で設置するため、周辺の道路や住宅への反射光の影響は小さいと考えられる。
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	維持管理計画に基づき定期的に点検する。下部農地での営農とのり面の草刈りを継続し、景観を保つ。
	(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。	本事業地は浅間山麓景観育成重点地域（田園）に該当するため、同地域の景観育成基準に適合していることを確認し、景観法及び長野県景観条例に基づく届出を行う。

上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。



（参考様式）（第 19 条関係）

維　持　管　理　計　画

作成日　　2026 年 11 月 6 日

太陽光発電施設の設置場所	長野県東御市和 5556 番 2、5556 番 3、5556 番 4	
事業者名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）	長野県上田市常田三丁目 2 番 53 号 特定非営利活動法人上田市民エネルギー 理事長　藤川　まゆみ	
保守点検責任者	氏名及び住所	理事長　藤川　まゆみ 長野県上田市常田三丁目 2 番 53 号（特定非営利活動法人上田市民エネルギー）
	電話番号	0268-55-9668
合計出力	49.5kW（太陽電池の合計出力 79.7kW）	
維持管理の内容	別紙のとおり。 このほか、下部農地では営農者が日常的に農作業を行っているため、設備や法面の異常を発見した場合は直ちに当法人へ連絡を受け、速やかに対応する。	
施設撤去予定日（事業終了予定日）	令和 29 年 3 月 31 日（予定。事業期間は 20 年間（最大 30 年間程度）を想定。設備の状態が良好な場合は、地権者・地域と協議のうえ延長することがある。農地法の一時転用許可（最長 10 年）の更新を前提とする）	
損害保険の加入状況	☑有　　□無 （保険内容　自然災害　電気的・機械的事故の対応）	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	農地法の一時転用許可期間の満了時（更新しない場合）又は事業を廃止する場合は、支柱を含む発電設備一式を撤去し、農地として支障なく利用できる状態に原状回復する。撤去費用は約 130 万円を見込み、当法人が負担する（農地転用許可申請において撤去費用の負担に係る誓約書を提出）。費用は O&M 費用等の中で計画的に積み立てて確保する。撤去したパネル等は、リサイクルを優先し、産業廃棄物として適正に処理する。	
維持管理計画及び状況の公表方法	現地の標識に掲示するとともに、当法人ホームページ（https://eneshift.org/）で公表する。	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

＜太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容＞

・大雨・台風・大雪などが予想される場合は、事前に架台・基礎・のり面の状態を点検する。

・のり面に亀裂・はらみ出し・土砂の流出などの異常を見つけた場合は、営農者と連携して直ちに現地を確認し、必要に応じて発電を停止して専門業者に調査を依頼する。

・東御市（生活環境課）・上田地域振興局へ速やかに報告する。

＜土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容＞

・直ちに現地を確認し、パワーコンディショナを停止するなど二次災害を防ぐ措置をとる。

・破損したパネル等が飛散・流出しないよう回収し、周辺の農地・道路への影響を取り除く。

・県・東御市・関係する区長・隣接地権者へ速やかに報告し、復旧計画を説明する。第三者に損害を与えた場合は、速やかに復旧し、損害を補償する。

＜別紙＞

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
太陽電池アレイ	☑	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	目視・測定※	4年に1回	
			端子箱に破損、変形がないか		4年に1回	
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。		4年に1回	
	☑	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。		4年に1回	
	☑	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。		4年に1回	
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。		4年に1回	
	☑	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。		4年に1回	
	☑	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。		4年に1回	
			接続部に緩み、破損がない。		4年に1回	
	☑	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。	目視	4年に1回・大雨等の後	
			架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。		4年に1回・大雨等の後	
			積雪による沈降、不等沈降、地際腐食等などの影響がない。		4年に1回・大雨等の後	
			ボルト、ナットの緩みがない。		4年に1回・大雨	

					等の後	
			固定強度に不足の懸念がない。		4年に1回・大雨等の後	
接続箱	☑	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。	目視・測定※	4年に1回	
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。		4年に1回	
			雨水、じんあい等の侵入がない。		4年に1回	
	☑	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。		4年に1回	
漏電遮断器	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などがない。		4年に1回	
	☑	配線	配線に著しいきず、破損がない。		4年に1回	
パワーコンディショナー	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形がない。		4年に1回	
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。		4年に1回	
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。		4年に1回	
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない		4年に1回	
	☑	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などがない。		4年に1回	

※測定：電流・電圧の測定、絶縁抵抗（漏電）の測定及びI-V特性の測定を行う。

附帯施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
法面・擁壁	□	切土法面	小段の沈下がない。	目視		
			排水溝の損傷がない。			
			目地にずれがない。			
			開口量の大きな亀裂が発生していない。			
			吹付工法等の剥離がない。			

			法枠工法等の破断がない。			
			はらみ出しの発生がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			崩落がない。			
			上部斜面からの土砂流出がない。			
	☑	盛土法面	小段の沈下がない。		年1回・大雨等の後	
			段差が発生していない。		年1回・大雨等の後	
			排水溝の損傷がない。		年1回・大雨等の後	
			法尻の崩落がない。		年1回・大雨等の後	
			オーバーフローによる洗掘がない。		年1回・大雨等の後	
			大量の湧水（濁り）がない。		年1回・大雨等の後	
			湧水箇所の軟弱化がない。		年1回・大雨等の後	

		擁壁	亀裂、割れが生じていない。		年1回・大雨等の後	
			座屈、段差、傾斜がない。		年1回・大雨等の後	
			つなぎ目にずれがない。		年1回・大雨等の後	
			水抜き穴につまりがない。		年1回・大雨等の後	
			水抜き穴から異常な土砂流出がない。		年1回・大雨等の後	
			地山に変形がない。		年1回・大雨等の後	
排水設備	□	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。			
			亀裂、ずれがない。			
			破損がない。			
			排水設備外への漏水がない。			
調整池	□	提体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。			
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。			
			草木の繁茂がない。			
	□	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。			

	□	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。			
	□	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。			
			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			油等の浮遊がない。			
	□	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。			
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。			
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。			
			油等の浮遊がない。			
			下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。			
防護柵、塀	□	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。			
	☑	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。		年1回	
	□	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。			
進入路・管理道	□	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。			
			事業地周辺への土砂の流出がない。			
			雨水等による洗掘がない。			
			草木の繁茂がない。			
設置地盤	□	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない。			
			段差、傾斜がない。			
			空洞の発生（土砂の流出）がない。			
			隆起の発生がない。			
設置地盤	☑	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		年1回・大雨等の後	
			事業地周辺への土砂の流出がない。		年1回・大雨等の後	

			雨水等による洗掘がない。		年1回・大雨等の後	
			草木の繁茂がない。		年1回・大雨等の後	

※施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加・修正してください。

位置図（設置場所案内図）　東御市和5556　営農型太陽光発電設備　設置予定地　（1/10000）

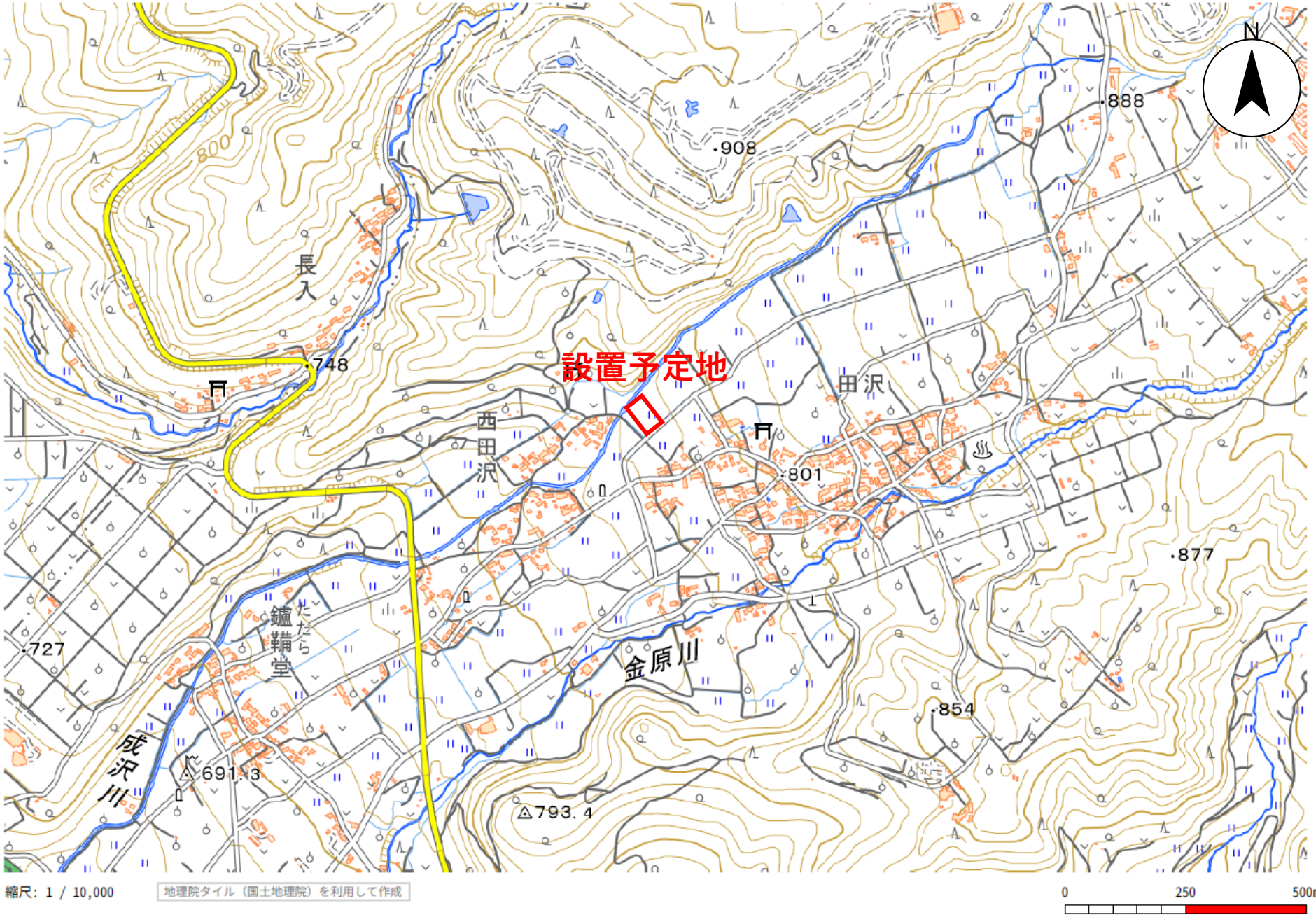



配置図（東御市和5556-2, 3, 4）

事業区域図　（赤線内：事業区域　東御市和５５５６番２、５５５６番３、５５５６番４　計２，５０８．０㎡）

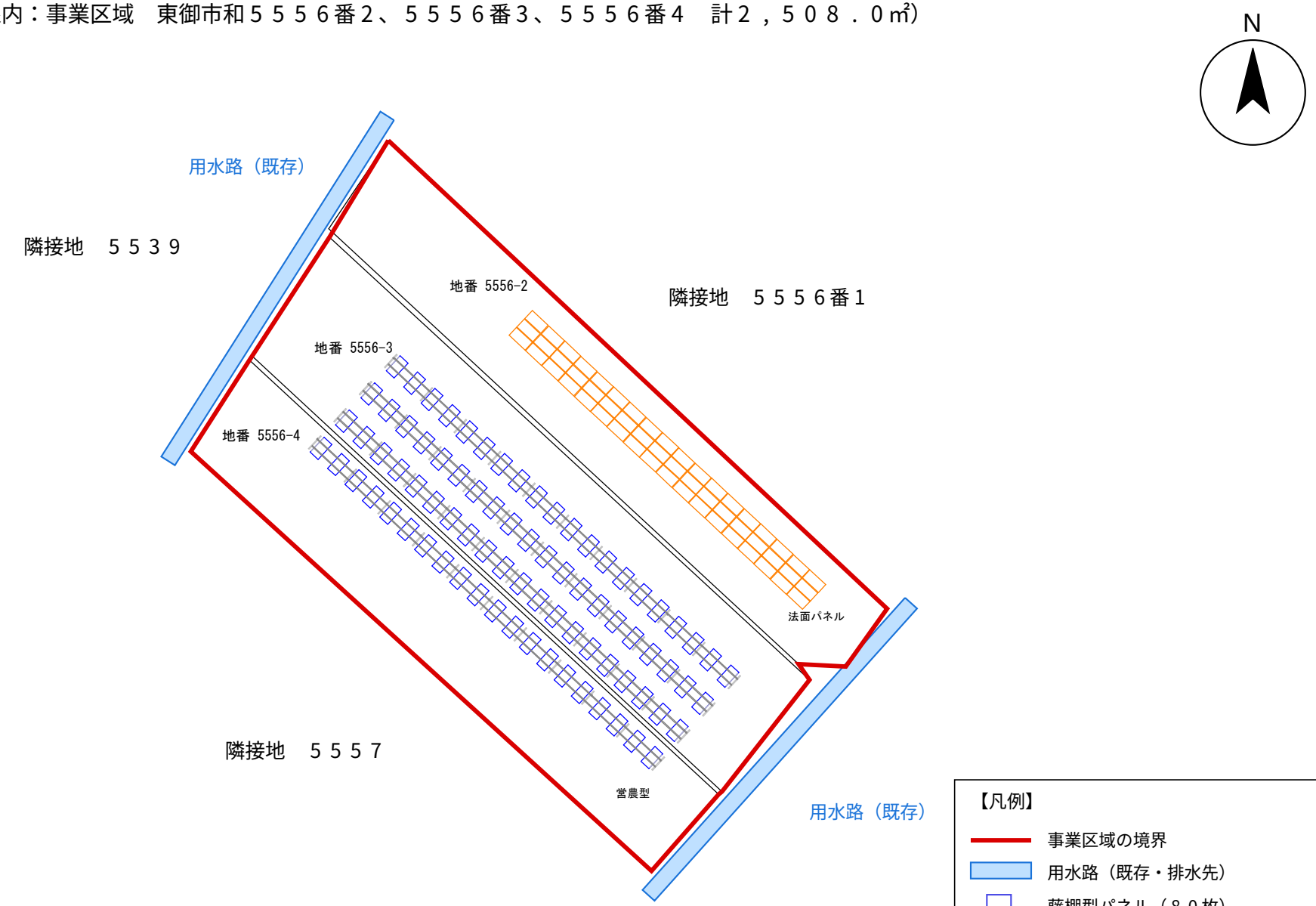

※雨水は現況の農地と同様に、両脇（北西側・南東側）の既存の用水路へ排水する。造成・舗装は行わず、新たな排水施設は設けない。

配置図（平面図）　東御市和5556番2・3・4　営農型太陽光発電設備

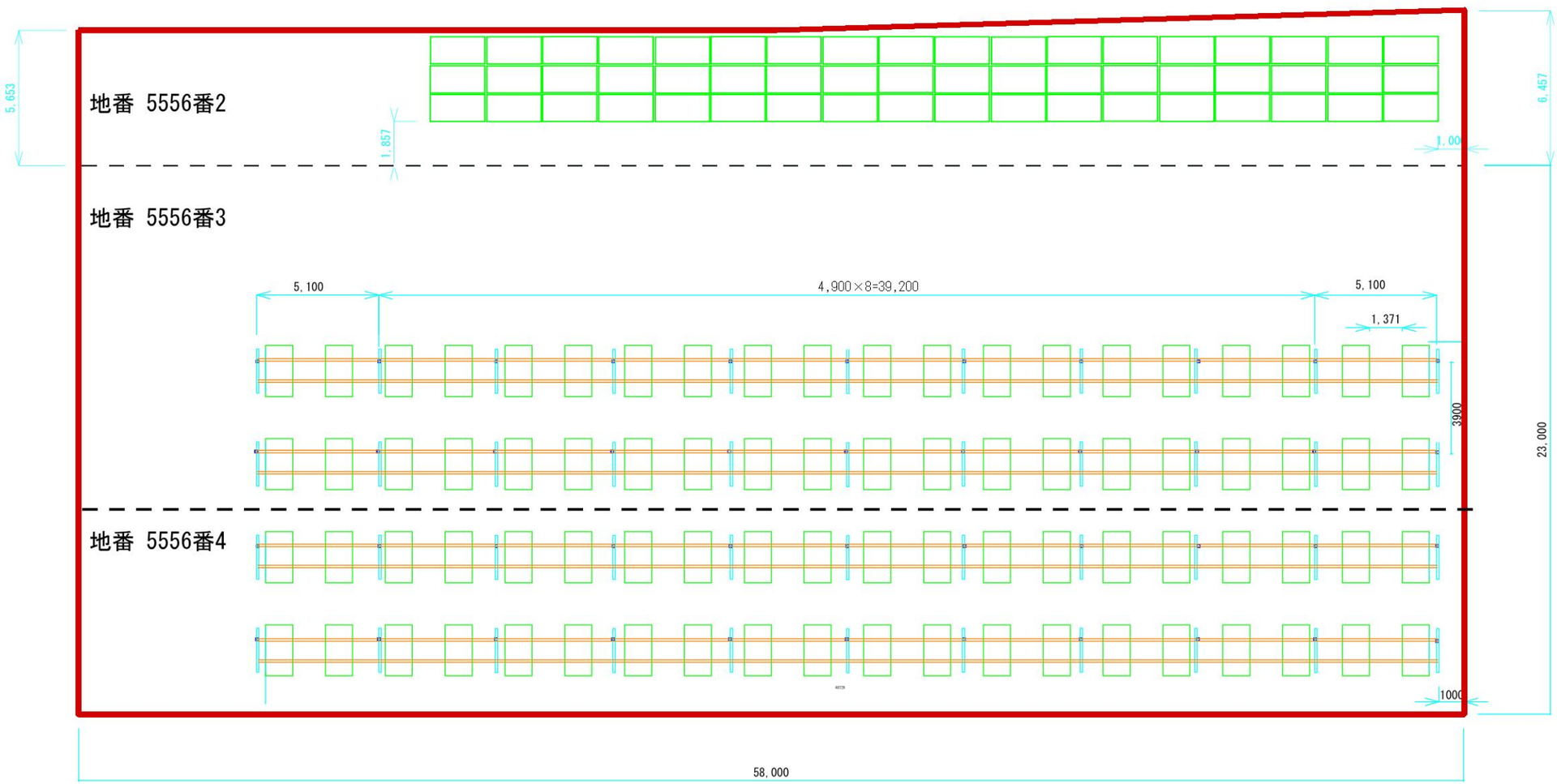

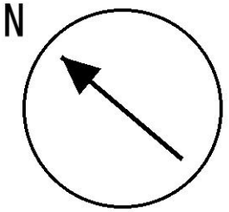

【凡　例】

- 事業区域の境界
- 地番の境界
- 太陽電池モジュール
- 支柱（杭基礎）
- 架台（レール）
- 寸法線（単位：mm）

【設備の寸法】

■ 藤棚型（農地上部）

- 80枚（20列×4行）
- モジュール 2,278×1,134mm
- 列の長さ 48,729mm
- 列間隔 3,900mm
- 支柱間隔 4,900mm（両端5,100mm）
- 最低地上高 約2,300mm
- パネル上端 約3,600mm
- 傾斜20°／南南西向き

■ のり面型（のり面）

- 54枚（3段×18列）
- 全長 41,174mm
- 設置角度 42°
- 前面高さ 1,200mm

※事業区域・地番の境界は概略。
　正確な範囲は「03 事業区域図」のとおり

（参考様式）

関係法令チェックリスト

番号	項目	該当の有無	手続状況 （有の場合のみ）	確認・手続先の所属名
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	（地上権設定面積2,508㎡で届出対象面積未満）
2	都市計画法に基づく開発許可手続	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	（太陽光発電設備は開発許可の対象外）
3	農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農地転用許可手続	☑有 □無 □確認中	□手続済 □手続中 ☑手続予定 （令和8年11月15日）	東御市農業委員会（農林課）
4	農業振興地域の整備に関する法律	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	東御市農林課（農用地区域の該当、地域計画〔目標地図〕区域内の協議）
5	道路法に基づく占用許可手続	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	
6	森林法に基づく林地開発許可手続、伐採の届出手続、保安林内の行為許可等	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	
7	自然公園法に基づく行為許可	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	
8	長野県立自然公園条例に基づく行為許可	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	
9	土壌汚染対策法に基づく	□有	□手続済	

番号	項目	該当の有無	手続状況 (有の場合のみ)	確認・手続先の所属名
	土地の形質変更届出	☑無 □確認中	□手続中 □手続予定 （　年　月　日）	
10	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	
11	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び長野県希少野生動植物保護条例に基づく行為の許可等手続	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	
12	消防法に基づく申請等	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	
13	景観法及び長野県景観条例に基づく届出手続	☑有 □無 □確認中	□手続済 □手続中 ☑手続予定 （令和8年11月30日）	長野県都市・まちづくり課（窓口：東御市建設課）／浅間山麓景観育成重点地域（田園）に該当
14	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内の行為許可	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	長野県上田建設事務所
15	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊区域内の行為許可	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	長野県上田建設事務所
16	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく行為許可	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月　日）	長野県上田建設事務所
17	長野県砂防指定地管理条例に基づく砂防指定地内における行為許可	□有 ☑無 □確認中	□手続済 □手続中 □手続予定	長野県上田建設事務所

番号	項目	該当の有無	手続状況 （有の場合のみ）	確認・手続先の所属名
			（　年　月　日）	
18	東御市環境をよくする条例に基づく太陽光発電施設の設置の届出（東御市太陽光発電施設設置ガイドライン）	☑有 ☐無 ☐確認中	☐手続済 ☐手続中 ☑手続予定 （令和8年11月30日）	東御市生活環境課（工事着手の60日前までに届出）

【注意事項】

・太陽光発電施設の設置に当たっての主な関係法令を記載しています。必要に応じて項目の加除をお願いします。

・事前に関係法令の適用の有無を事業者の責任において確認してください。